

## 2018年宗議会緊急報告

### 【宗派立開教拠点設立過程において見えてきた問題とは】

#### ◎問題の所在

宗派は、2009年に、川崎市の解散する三門徒派の寺院を買い取り、その寺院を首都圏における大谷派の開教拠点の一つとして設立しようとしています。これは、その寺院を大谷派の宗教法人として設立するにあたって、宗派における手続きに大きな疑義があるという問題であります。

問題点は二つです。一つは、財産処分事案にも拘わらず、議会の議決を得ず、通常宗務のように処理し、すべてが完了してから議会に諮るという議会無視、そのものの行政手法を取ったことです。いま一つは、そのことを宗派内に周知する公告において、「償還」と「譲渡」という表現を取りますが、それらは事実を言い当てるものではないということです。言うまでもありませんが、償還とは借りた金額を返済することを表わしますが、実際は、宗派が取得するに要した経費を宗派自身が回収したのです。そして、その償還と譲渡が1つになる時、譲渡は有償譲渡という理解を生みますが、内実は無償譲渡、寄付であったということです。

ここでは、議会無視ということに焦点を当てて報告したいと思います。

なお、ここで取り上げようとするのは、当該寺院になんら瑕疵や問題があつてのことではありません。こうして問題化することによって、当該寺院に関係されている方々に不快な思いを与えているとすれば、全く本意とするところではありません。当該寺院のご門徒・ご寺族の皆さんには、大谷派の開教寺院として、ますますご活躍、ご活動下さいませよう念じています。

#### ◎議会無視

宗派は、〇〇寺が宗教法人格を取得するにむけて、所轄庁である神奈川県庁からの要請に応えるかたちで、2014年3月に、〇〇寺との間で覚書（資料—1）を締結します。その内容は、〇〇寺が宗教法人格を取得した時、当該土地・建物の所有権移転登記手続きを行うことを、真宗大谷派の代表役員の名で〇〇寺との間で取り交わしたものです。

この不動産の所有権移転登記というものは、平たく言えば、宗派の財産を処分し、相手に寄付するということです。この覚書は、〇〇寺との間で交わされたものではありませんが、同時に神奈川県庁に対して、宗派の意志を示したものでもあります。

一方、財産処分にあたっての宗派においての手続きは、財産管理審議会に諮り、そのうえで、参与会・常務会（宗会閉会中に議決権を有する機関）において議決されることが必要であります。

ところが、覚書の内容が財産処分なしに出来ないものであるにもかかわらず、参与会・常務会という議会に全く諮ることもなく、覚書を宗派の代表役員の名で締結しています。

また、神奈川県庁に対して、宗教法人設立認証申請を〇〇寺が提出する時には、当該土地・建物が〇〇寺の基本財産であることを証明する「宗教団体であることの証明書」を宗務総長の名で交付しています。その証明書と覚書が一つになる時、法人設立時には、その土地・建物が〇〇寺の所有であることを宗派が神奈川県庁に証明するものとなります。

実際、2014年3月18日に前述の覚書を締結し、2016年10月18日に、当該不動産が〇〇寺所有であることを証明する「宗教団体であることの証明書」を交付し、それらのことを受けて、2016年12月2日には、神奈川県知事が宗教法人設立を認証し、12月5日に、宗教法人〇〇寺が設立登記を済ませています。そして、12月18日には、〇〇寺設立奉告法要が勤修されました。

このように、具体的な法人設立にあたって、議会の議決はじめ、財産管理審議会の承認を得ることもなく奉告法要まで済ませ、つまり、すべてを済ませてから、翌年、3月27日に財産管理審議会を、そして、4月24日に参与会・常務会を開催して財産処分の議決を得ています。果たして、すべてが完了してからの、この議決は如何なる意味を持つものなのでしょうか。

この宗務執行手法を議会無視と指摘しているのです。

## ◎当局の答弁

### 1. 覚書は、財産処分には該当しない。（5月28日、担当参務の答弁）

覚書には、〇〇寺が法人格を取得した時、所有権移転登記手続きを行うと、〇〇寺と取り交わしているながら、それは、財産処分を意味するものではないというわけです。所有権移転登記は、財産処分そのものを指す言葉ではないのでしょうか。財産処分しないで、所有権移転登記が可能な魔法でもあるなら教えていただきたいと言いたいですね。

### 2. 覚書にある〇〇寺が法人格を取得した時、というのは、それにより宗派において、所有移転登記の手続きを行うことをいうものであり、それから財産管理審議会を開き、参与会・常務会を開催し、財産処分の公告を行い不動産登記をした。

（6月4日、総括質問における当局答弁 趣意）

お聞きした時には、まさにあいた口がふさがらないというのが最もびつたりな表現といえるでしょう。反論の元気さえなくなるような詭弁は、いい加減にしてもらいたい。当局の答弁は、「所有権移転登記手続」の手続は、宗派内手続きを指すもので、法人格を取得したことにより、それから、宗派内手続きをはじめのものであり、財産管理審議会、参与会・常務会を開き対応したというものです。

しかし、資料—1を確かめていただきたい。これが記されているのは、第2項「所有権の移転期日について」の項目であります。所有権はいつ移転するのかという項目で、それは「宗教法人格を取得した時」と明確に記されており、「所有権移転登記手続を行う」と書かれています。そこで言う手続は、所有権移転登記するにあたっての事務上の処置そのものを指し、不動産登記簿上の登記ではないが、実質上の所有権の移転がなされることを記しているのです。その事情を神奈川県庁はよく認識して、その後の認証に繋がっていきます。申すまでもありませんが、土地・建物の基本財産を持たない宗教団体には法人格は認められないからです。

「所有権の移転期日」という項目で、もし、当局答弁に沿えば、宗派内手続きが終了した時とでも書かれているのなら、手続きは宗派内手続きを指すというのももっともですが、この覚書を読んで、そこから宗派においての手続きは始まるなどとは、決して読み取ることが出来ません。「所有権移転登記手続」の手続を宗派内手続きとみるのは、すり替えも甚だしいと言わざるを得ません。

また、この覚書は神奈川県庁から審査資料として要請されて作成したものであり、神奈川県庁の関心事は、宗教法人設立認証を付与するにあたって、〇〇寺が境内土地・建物を基本財産として有しているかどうかであり、宗派内の手続きがどうなっているかなどについては、彼らの全く関心のないところであります。

3. 覚書を交わした法的根拠については、内局の宗務執行責任として行ったということ。宗憲 44 条、「宗務執行の権限は内局に属する」に基づいての執行。

(5月31日総長補足答弁)

財産処分を前提とする覚書を取り交わすにあたって、事前に議会の議決を得ることもなく進めた法的根拠を示してほしいという質問に対する総長の答弁であります。表現を変えれば、総長に如何なる権限があつて、大谷派の財産を〇〇寺に寄付しますよという約束ができるのかという質問であります。それに対して、それは内局の宗務執行権によって行ったものだというわけです。つまり、財産処分の踏むべき手順は記した通りであるが、その手順を無視してでも、宗務執行権なるものを有する内局には、財産処分は出来るという不誠実なだけでなく、大変危ない答弁であります。

当局は、説明責任を果たすこと無く、詭弁を弄して、あるいは、その場逃れの強弁

をもって、事態を有耶無耶にしようとすることに終始しました。

## ◎内局不信任決議案（資料—2）提出

議会無視という宗務行政手法を取ったのではないかという疑義がある中で、質問に対して明確な説明責任を果たそうとしないだけでなく、財産処分を約束したのは、「宗務執行の権限は内局に属する」という宗憲 44 条をあげ、内局に付与されている宗務執行の責任として行ったものであると強弁をします。この答弁は、居直りとも取れますが、単なる居直りと見過ごせるものではなく、恣意的に宗務執行の権限を拡大解釈するものであり、宗門法規を無視するものであります。宗門法規を遵守しない内局にわが宗門の宗務を任せることができず、議長に内局不信任決議案を 5 月 31 日、提出しました。

採決は、与党と無所属が反対し、賛成はわれわれ 10 名で、賛成少数で否決されました。

## ◎この度の問題が提起したこと

### 1. 議会と宗務行政との間に緊張関係はあるか？

この度の問題は、議会と宗務行政との間に緊張関係が確保されていたなら、決して起らなかったことであろうと思われれます。今回のことと言えば、神奈川県庁への一切の手続きが済み、宗教法人設立奉告法要まで勤修して、それから、議会の議決を得ようとするのですが、もし万一、そこで否決でもされれば、多くの所に多大なる迷惑をかけるでは済まされないこととなります。しかし、内局は、否決されることなど微塵も考えていないからこそ、すべてが終わってから議会にかけることが出来たのでしょ。う。

そして、宗議会もまた、当局提案の議案を否決するなどとんでもないことだという信仰にでも取りつかれているのかと疑いたくなるほど、問題があっても修正もしないで（資料—8）可決していきます。

宗議会が当局提案の議案を否決しないのですから、わが宗議会は、議決機関というより、承認機関、あるいは議案通過機関であると言った方が実状を言い当てているかもしれません。このような中で、いかにすれば、宗議会と当局との間に緊張関係を醸し出すことが出来るのか。全く道筋は見えません。しかし、はっきりしていることは、否決も含めて議決なのだということを宗議会が当局に示せるかどうかという、極めて当然のことが問われているということなのでしょう。

このように記すと、あなた方自身は、大谷派議会人としてどうなのだというご批判が聞こえてきそうですが、知恵が無く、力もないために、承認機関でしかない議会を支える一人であることを超え出ることが出来ずにいます。

## 2. 首都圏開教のあり方を再検討する。

個人による首都圏開教が困難であるという認識のもと、宗派立の拠点づくりを目指して、いま、2例目が、千葉の行徳において進められています。一例目の場合には、もともと所属のご門徒がおられるなかでの法務執行による設立経費の回収に5年強要しています。一方、行徳は、全くの新寺建立ですから、門徒獲得からはじめる中で、設立経費を回収するにはどれ程の年月が必要であるのか、東京教区の人でも読めないという人が少なからずいます。

また、開教を志す多くの人たちに対しての宗派の支援が十分なされているのかを精査することを含めて、こういう方途での開教が、最も適正で有効であるのか、充分再検討せねばならないと思われます。

※議会が過ぎ、まして不信任案が否決されることで、この問題に対して信任されたという間違ったメッセージを送ってしまうことになることを恐れます。

疑義は全く明らかにされていませんし、財産処分が宗務執行の責任で行われるということも許していいのかという新たな問題さえ出てきています。機会あるごとに、説明を求めたいと思います。

**【資料—1】** （閲覧による）


覚 書

下記不動産について、宗教法人真宗大谷派（以下甲という）と宗教団体〇〇寺（以下乙という）は、乙の宗教法人格取得時に下記のとおり取り扱うものとし、ここに覚書を取り交わす。

1. 不動産 当該土地・建物
2. 所有権の移転期日について

甲が支出した開教拠点設立資金65,648,050円の全額を乙が甲に償還し、かつ、宗教法人格を取得した時、上記不動産について、甲名義から乙名義への所有権移転登記手続を行うものとする。

上記内容を証するため、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

2014年3月18日 宗教法人 真宗大谷派代表役員   
宗教団体 〇〇寺代表役員 

**【資料—2】**

2018. 5. 31 内局不信任決議案

但馬内局を信任せず。

理 由

この度の首都圏開教拠点設立における財産処分宗派内手続きに係わる問題は、一宗教団体に大谷派財産の一部を寄付して宗教法人を設立するに当たり、財産管理審議会や参与会、常務会において財産処分の承認を得ずして、法人設立に係わる一切の手続きを進めたことにあります。

内局は、「覚書」の締結は、宗務執行方針の確認の為で、寄付行為の着手や寄付予約契約には該当しないとしますが、この「覚書」こそが所轄庁が認証する重要な根拠となったものです。財産処分そのものを内容とする「覚書」の締結に当たっては、議会の議決が不可欠です。議会の承認を得ず、「覚書」の締結を行ったことこそが議会無視そのものです。宗教法人「真宗大谷派」規則には、「普通財産たる不動産について、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係者に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。」と定めていることに違反しています。まさにコンプライアンス違反です。

いままで大谷家との紛争に明け暮れながら、私たち大谷派教団が学び獲得した宗憲は、「何

人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う。」ということ。たとえ議会の信任を得て宗務執行の責任を預かる内局であっても、財産処分を約束する覚書を結ぶことによって、所轄庁の宗教法人設立認証の後ろ盾となった契約を、議会の承認もなしに締結する権限などありません。そこにこそ今回の疑義の生ずる元があります。議場においてその疑義を糺すとも、質問に対し明確な答弁を避け、自身の正当性のみを主張する但馬内局に対し、不信任決議を提案するものです。

以上

### 【資料—3】

2018. 5. 31 藤内議員内局不信任決議案賛成討論

内局不信任決議案に賛成する立場で意見を述べます。我が大谷派議会は、念仏の教えを一人でも多くの人に伝え広める機縁を、ご門徒の浄財を使ってどう開いていくのかということ審議する場であると思います。そしてその念仏の教えとは、弱くて、愚かで、間違いを犯すこの私が、強くなくても、賢くなくても、そして過ちをおかす可能性がある中で、そのまま生きて行く私をいただく教えだと了解しています。

間違いを否定しているのではないのです。間違いを認められないことが受け入れられないのです。何を守ろうとしているのですか。見栄ですか、体裁ですか、立場ですか。我々の教えでは、間違ったら間違ったと認めればいいでしょう。

「覚書」の中身は、ご覧になった方もおられるかと思いますが、宗教法人格を取得した時は、不動産の所有権移転手続きを行うものとする。2014年3月18日、真宗大谷派代表役員、公印。〇〇寺代表役員、印。

これは〇〇寺との間で個人的な形での「覚書」を交わしたものではありません。これは、今までも認めているように、神奈川県庁の要請によって神奈川県庁の審査資料として要請されて作ったものです。つまり、役所ではありませんから、公文書とは申さないのでしょうが、代表役員の名前と公印があるのですから、これは大谷派としての公式文書です。公式文書で神奈川県庁に対して約束をした。中身は、不動産の所有権移転手続きを行う。財産処分以外の何ものでもないでしょう。財産処分そのものです。今までの内局答弁は、28日の渡邊議員の質問に対して、担当参務は、「覚書」というのは財産処分には該当しない、とお答えになっていました。それは一つの立場であったんでしょう。そして2017年8月8日の登記が財産処分の時点だ、という形でのご主張でありました。その全体、つまり「覚書」から8月8日までのその全体が、2009年か2010年かちょっと記憶が曖昧ですけど、2009年にしておきましょう。2009年にその全体の枠組みを作った、その宗務執行の中身が「覚書」から8月8日までだった、という形での主張でした。

が、今日、総長が改めて答弁に立っていただき、ご苦労をおかけしましたが、そこで総長がご答弁されたことは、驚かなかったですか、今までと全く違う主張です。つまり今までは、

その全体が行政執行権の中身だったのですが、今日のご答弁は、私の質問状を改めて紹介ただいて、今申したように、その「覚書」が、今改めていいますと、あの「覚書」、それと「証明書」であります。今は「覚書」だけでいいです。「覚書」を議決、参与会・常務会の議決なしに取り交わした根拠を示してください、ということに対して総長は、どうおっしゃったか。つまり、財産処分を行う根拠は何か。それに対して、2009年の議決によって内局に付託された宗務執行権が根拠だ、とおっしゃいました。どこにそんなもの、つまり財産処分をするのが宗務執行権の範囲だなんてことが、どこに書いてあるんや。これを認めたとすれば、認めたとすればですよ、拡大解釈をして、議会で、この議案について付託されてんだから、財産処分はできる、という道を開くことになります。つまり今日の総長答弁は、とんでもない答弁です。危険極まりない答弁です。議会の議決なしに財産処分が内局にゆだねられるという答弁を今日なされた。こんなことを本当に認めていいのか、議会議会が。その前にまず、今回の一連のことが議会議会を無視するような形、置き去りにするような形で決められたことについて、議会議会人として与党も野党もない。大谷派宗議會議員として、本当にどう考えるのだろう、議会議会の在り方を。そうゆうことと言えば、今回の問題は大きな提起をしてくれたことが一つと、とんでもない禍根を残すような答弁が議事録に残ってしまったこと。あの議事録をそのままにしておいていいのか。つまりこれから、そんな人は出てこないでしょうけれども、もし万一、恣意に、大谷派の財産を何とかしたいというような人が内局を握った時、その根拠に、つまり財産処分を内局はできるのだという根拠の一つに、今日の総長答弁が利用されてしまう危険性が全くないとは言えない。そのような危険なお考えをお持ちの内局に、このままずっと宗務をご担当いただくというわけにはいかない。その点から、内局不信任案に賛成する、そうゆうことを申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(原稿のないところでの演説のため、読みやすくするため一部加筆)

#### 【資料—4】

2018. 5. 28 渡辺議員代表質問 抄録

次に首都圏開教拠点設立に関する財産処分について質問いたします。

最初にお断りしておきますが、この質問は、新たに設立された〇〇寺様に問題や瑕疵(かし)があるわけではありません。また、所轄庁の県に問題があるわけでもありません。宗門法規遵守の課題に対しての質問です。

神奈川県「宗教法人の設立手続き(概要)」では、「設立申請のための前提条件①」として「固有の礼拝施設を備えていること。」「自己所有(借地、借家でないこと。)であること。」と定めています。県は、〇〇寺様の宗教法人設立申請時点で、「覚書」よって自己所有の礼拝施設とみなして申請を受理し、2016年12月2日に宗教法人設立の認証をしています。



このことは、2017年6月に東京教区内全寺院に送付された「千葉県市川市における宗派立新規拠点について」（首都圏教化推進本部発行）のチラシでも「所轄庁による設立認証が果たされた時点で、宗派名義の土地建物を新たな当該法人に譲渡する」また「2016年12月に設立奉告法要を終えた川崎組の真宗大谷派〇〇寺は、この制度により誕生しました」と明記しています。

しかし、2018年4月20日、宗議会議長から宗議会議員宛に送付された『開教拠点「〇〇寺」における宗教法人格取得と財産処分手続きに関する資料』の「宗派見解」によれば「所有権が〇〇寺に移転したのは、必要な宗派内手続きである財産管理審議会及び参与会・常務会の議決を経た後の不動産登記簿上の2017年8月8日である」と記載されています。（としています。）

その見解によれば、2017年8月7日まで土地建物は宗派所有ということになります。

ところが前述のとおり、所轄庁の神奈川県庁は、自己所有の礼拝施設を備えていることが設立申請の前提条件ですから、宗派見解に拠れば、〇〇寺様は2017年8月7日まで自己所有の礼拝施設を備えていなかったことになり、所轄庁に提出された設立申請自体と矛盾します。

さらに2016年12月5日付法人登記され、土地建物が〇〇寺様の基本財産となっていること、かつ、宗派と交わした覚書では、〇〇寺様が宗教法人格を取得した時、所有権移転登記手続きを行う、ということと完全に食い違っています。

普通財産の処分について規定されている宗教法人「真宗大谷派」規則第五十三条によらず、今回の件は、議決以前に、土地建物の財産処分が行われており、宗門法規違反は明らかです。新たな開教拠点設立を控えるいま、この指摘に対する認識と今後の方針をお聞かせください。

この宗派見解によって〇〇寺様の設立自体が<sup>くつがえ</sup>覆されるリスクが生じています。宗派の詭弁による〇〇寺様への多大なご迷惑を早急に解消するよう〇〇寺様の為に提言します。関連して財産処分の公告について質問いたします。

〇〇寺への財産処分公告文中の「譲渡」の文言は、曖昧さを含む誤解を生みやすい文言です。当局も「公告文章に誤解を生じさせた可能性は否めない」と確認されています。

今後、宗派における財産処分等において使用する文章では、どのような文言を使用されるのか、具体的に教えてください。

〇〇寺様の不動産登記簿には、真宗大谷派から〇〇寺に「寄付」による所有権移転になっています。大谷派も社会通念に合わせ、公告では「寄付」の文言を使用すべきです。

また、宗教法人の財産処分の公告内容は、

- 1 処分する財産
- 2 処分の目的
- 3 処分の方法

4 処分の相手方の住所氏名

5 処分の年月日

です。この度の公告には、「処分の年月日」が未記載です。正しく記載していない公告は、公告の趣旨からも社会通念からも論外です。処分の方法は「寄付」とし、処分年月日を2016年12月5日として改めて告知することを求めます。

続いて首都圏開教の取り組みについてお尋ねいたします。

首都圏開教の今後の取り組みについてですが、宗派立による川崎、市川の2拠点は、宗派による完全支援の事業です。新規の開教拠点を否定するものでは全くありません。これまでの開教者や開教に取り組む既存寺院に対し、宗派はどのような支援を行ってきたのでしょうか。首都圏では、個人で土地建物を所有して開教を始めることは不可能に近い状況です。開教の取り組みは、一部の取り組みではないと思います。首都圏の状況、開教活動の実態を認知し、開教を志し、寺院設立を目指している方に宗派としてバックアップすると共に、十分は財政支援を行う必要があるのではないのでしょうか。「宗門として東京教区の既存寺院と連携を密にとりながら更なる開教施策を展開していかなければなりません。」と第61回常会で総長は述べていますが、その取り組みの実状と併せてお聞かせください。

#### 【資料－5】

2018. 5. 29 藤内議員一般質問

昨年10月11日の臨時会で、開教拠点〇〇寺に関わる財産処分の承諾を求める件が上程されました。すでに昨年4月24日に参与会・常務会で可決されているという当局からの説明であります。私たちは、これまで、参与会・常務会で可決されている案件については、特別な理由が無い限り多く賛意を表してきました。しかし、この度の承諾を求める件については、採決に当たり議場を退場しました。

と、いうのは、4月24日に開催された参与会・常務会が、この度の宗教法人〇〇寺設立にあたっての一連の作業の中で、法規にかなった議決機関としての役割を果たしているとは、到底認められないからです。承諾を得ようとする前提そのものに疑義があるわけですから、その採決に加わるわけにはいかず、議場をあとにしたということです。

私たちは、4.24の参与会・常務会は、法人設立にあたってのすべての作業が完了したうえでの事後承諾に過ぎず、対外的には財産処分はすでに終了していて、そのことを議決する場とはなっていなかったと考えます。

ところで、この問題を取り上げるにあたり、2014.3.18に宗派と当該寺院との間で交わされた覚書と、当該寺院が神奈川県庁に法人認証申請を提出するときに宗派が交付した宗教団体証明書を資料として5.22に請求しました。そして、25日に催促すると覚書については相手のあることだから相手の了解が必要であるといいながら、三日も経ったその時点で、未だ

問い合わせもしていないという何とも、誠意を欠いた対応でありました。しかし、事務局長の労を煩わし、昨日、これらの書類のコピーを閲覧することが出来ました。資料請求に対して、速やかなる対応を求めるものです。覚書も宗教団体証明書も、宗派が当該寺院を一宗教法人として設立するにあたっての重要な記録であり、宗門の大事な資料であります。このようなことは改めて申すまでも無いことですが、宗務当局が宗務行政を執行する上で取得し得た情報や資料は、当局のものでも、まして宗務役員のものではなく、宗門のものであり、宗門人のものであるはずです。ここに、改めて、情報公開条例設置の必要性が強く思われることでもあります。

さて、この度の問題について、当局は、神奈川県庁が認証し、法務局が登記を受けつけたのであるから法律上なんら瑕疵はないという説明をします。確かに、神奈川県庁や法務局との手続き上の問題はないのかもしれませんが、しかし、だからと言って、宗門における手続きにおいても問題がなかったということにはなりません。

そのことについても、当局は、2014年3月の覚書については、神奈川県庁の求めにより、内局の宗教法人設立に関わる宗務方針を示すものとして作ったもので土地・建物を〇〇寺に寄付するという予約契約ではないといえます。また、当該物件の所有権については、2016.12.5の法人登記の時点では、移転がなされているわけではなく、2017.4.24の参与会・常務会の議決を経て、2017.8.8、つまり不動産登記がなされた時に所有権移転がなされているため何ら問題はないとの見解を示しています。

ところで、2014.3.18の宗派と当該寺院との間で交わされた覚書には、当該寺院が宗教法人格を取得した時には、当該不動産の所有権移転登記手続きを宗派が行うと記されています。その覚書を締結したというのですから、法人設立時点で、宗派が当該寺院に基本財産として宗派財産を寄付するという内容の契約を交わした、あるいは、そのことを固く約束したということでしょう。当該寺院との約束ではありますが、内実は神奈川県庁に対して宗門の固い意志を示すものであると言えます。なぜなら、当局が提出している資料によると、神奈川県庁から審査資料としての求めに応じるかたちで締結したということなのです。つまり、神奈川県庁に対して、〇〇寺が法人を取得した時には、宗派財産の当該土地・建物を寄付するという宗門の約束でもあったといえるものです。

また、宗教団体証明書というのは、当該寺院が、神奈川県庁に宗教法人認証申請を提出した時に、大谷派が宗務総長の名で、当該土地・建物が〇〇寺の基本財産であるということを証明している書類であります。

つまり、覚書、宗教団体証明書によって、公的機関に対して、宗派として明確な約束、証明をしています。

当局は、認証時点では当該土地・建物の所有権は宗派のものであると言います。確かに、認証時点では宗派のものでしょう。ところが、証明書と覚書が一つになる時、土地・建物の所有権は移行したとの見立てのうえで、当該不動産を当該寺院の基本財産として神奈川県庁

が認めることで、法人認証が与えられたのでしょう。しかし、その時点では寄付を受けるべき法人はまだありませんので、2016.12.5の宗教法人設立を俟って、所有権は重蓮寺に移行していると見るのが、覚書の内容とその後の神奈川県庁の対応を見る時、素直な受け取りではないでしょうか。

一方、当局は、所有権の移転は、不動産登記がなされた時だといいますが、これは、あまりにも無理筋な話だといわざるを得ません。

所有権がいつ移転したかということも看過できない問題ですが、この度の問題の本質は、この事案が財産処分案件であるにも拘らず、あたかも宗務の一般的な業務として処置されたところにあります。そのことは、昨日、同僚の渡辺議員の質問に対して、土肥参務が覚書は財産処分には該当しないとの答弁をされましたが、そこに如実に表れていると指摘せねばなりません。それは、覚書がすぐに財産処分を意味しないということなのかもしれませんが、逆に改めてお聞きしたい。財産処分を伴わない不動産の所有権移転ということはあることなののでしょうか。覚書に当該土地・建物の所有権を〇〇寺に移転すると記し、あるいは、宗教団体証明書で、宗派財産である土地・建物を〇〇寺の基本財産として証明するというとき、そこには、必然的に宗派の財産を処分することなく、寄付することも、基本財産として証明することもできないということです。つまり、寄付するという約束も、〇〇寺の土地・建物だと証明する行為にも、その前提に財産処分がなされなければそのようなことはありえないということ、財産処分抜きにしては、それらの行為は成り立たないということです。つまり、それ等の行為には財産処分が伴うということなのですから、そこには、必ず議会の議決が必要なのであります。表現を変えれば、議会の議決のないところで、如何なる権限があつて、当該土地・建物を寄付するとか、〇〇寺の基本財産であると証明するとかが出来たのでしょうか。

それに対して、当局は議会の信任を得て行政を預かっている宗務執行の範囲内のことだとおっしゃるかもしれませんが、しかし、申すまでもありませんが、こと財産処分に関することは、大きくその範囲を越えるものであります。

この度は、議会の承認を得ずして、覚書を締結し、宗教団体証明書を交付し、神奈川県庁の認証を受け、法人登記を済ませています。恰も、大谷派には議会など存在しないと言わんばかりの、作業手順であります。これを私たちは、議会無視そのものであると指摘しているのです。

そこでお尋ねします。なぜ、覚書締結以前、もしくは少なくとも設立認証申請以前に参与会・常務会を開催して、法人認証の時にはという付帯条件を付けて、当該物件を〇〇寺に寄付するという議決を得ようとしなかったのですか。もし、申請以前に参与会・常務会の議決は必要ではないという見解でしたら、議会に諮ることもなく、如何なる権限で宗務総長の名で、〇〇寺との間で寄付の契約を結んだり、〇〇寺の基本財産であるという証明が出来たのか、その法規上の根拠をお示しいただきたい。

次に、改めて手続き終了後に開催された参与会・常務会について確認したいと思います。  
もし、参与会・常務会で否決されたら、どうするつもりでしたかと糺したとき、「たら」・「れば」という仮定の質問をしてはダメだというアドバイスを受けました。しかし、そうとは思いません。行政を預かる人たちには、常に、様々な事態や起こりうるあらゆる可能性に対して如何に対応し、処置するかが求められるからであります。

議会ですから、否決ということも充分考えねばなりません。もし、参与会・常務会で否決されていたら、当該寺院に対してどれ程の迷惑がかかることでしょうか。損害賠償請求を求められても致し方のない大失態です。

ここで、質問します。何故、そのようなリスクを孕んだ作業手順を取ったのでしょうか。それとも、必ず賛成を得られるという確信や秘策でもあったのでしょうか。あるいは、議会は当局案に賛成さえしていればいいのだ、などという議会を貶め、その存在自体を否定する認識がその根底にあつての選びなののでしょうか。

議会と宗務行政との間に、緊張関係が確保されている状況であれば、決してこのようなことが引き起こされることはなかったでしょう。われわれ議会の存在を如何にも軽くあしらう姿勢がこのような問題となって表れたと思われてなりません。議会は、宗務行政をチェックするという機能を十分果たしているといえるのでしょうか。この問題を機に、議会のあり方を検討することの必要性を強く訴え、合わせて、時間がありませんので詳しく申せませんが、この問題を通して、情報公開条例の設置と宗門における首都圏開教のあり方の検討委員会の設置を強く要望して質問を終わります。

#### 【資料—6】

2018. 5. 31 旦保議員一般質問 抄録

次に、宗門が考える「開教」とはどういう願いのもとに展開されようとしているのか。そして、宗門立の開教寺院と、自ら開教を志す方々との公平性、平等性において、物心両面でのどのような具体的支援を考えられているのか。具体的には、開教を志すも、借金を抱え、何年も法人設立に足踏みをされている方へのサポートはどのように考えられているのでしょうか。そして、現在、開所式を終えられた千葉県の東本願寺市川行徳真宗会館の活動内容の進捗状況と、これからの展望をお知らせください。さらには、第三第四の宗門立開教寺院を考えられておられるのでしょうか。また、人口の流入流出を見据え、首都圏でのこれからの開教の必要性についての見解をお尋ねいたします。

私が預かっている寺は開教41年を迎えました。宗門存立の根幹をなす同朋会運動によって、真宗不毛の地・埼玉と言われていた頃に生み出された寺です。当然のことながら、宗門からは、支援はなく、ただただ、有縁の方々の援けを借りて土地建物を準備し、必死の思

いで毎月の生活を立て、寺を維持管理し、聞法道場としてここまでようやく来ました。約40年前後前から、首都圏では開教を目指す方々が多くなり、東京教区に開教者が誕生しました。そして、寺院設立のため、悪戦苦闘の歩みが始まります。まず、土地はどこに、建物の規模は、利便性はと、東奔西走・孤軍奮闘の毎日が続きます。経費捻出のため、心痛む思いをしながら周辺の葬儀社を回り、法務を向けてもらうよう頼み込み、さらには墓地を開き、それでもなお、経費には追い付かず、その状態を何年か続けることとなります。お荘厳が整うまで、それぞれの開教寺院の設立過程のご苦労は言葉で尽くすことはできません。こうゆう状況を宗門の皆さん方は承知されているのでしょうか。まさに、事は机上ではなく現場で起こっているのです。その意味で、京都と東京の温度差は否めません。開教の促進はコンプライアンスもさりながら、その過程において丁寧な現場周辺の寺院、開教者への苦悩を含めたコンセンサスは欠かせません。さらには、首都圏の人口の動向を見る時、開教に関する諮問委員会などを立ち上げ、現場に根ざした開教施策・制度が展開されることを望まずにおれません。

#### 【資料—7】

2018. 5. 31 藤井学昭議員一般質問 抄録

首都圏開教拠点設立の問題点は、宗派財産の処分の手続きと公告であります。ただし、新たに建立されたお寺さんに問題や瑕疵があるものではありません。

新たな開教拠点であるお寺への財産処分において、もう一つの疑義である公告に記載されている「償還」済みで「譲渡」という表現は、一般的には有償譲渡と受け止めます。しかし実際は「寄付」そのものであり「当初より無償譲渡の方針」（宗派見解）で、さらに不動産登記簿にも「寄付」と明記されています。であるならば、なぜ公告に「寄付」と記載せず、実態と異なる「償還」済みで「譲渡」と記載したのか。そして財産処分の年月日未記載です。明らかなコンプライアンス違反です。なぜこのような不明瞭な公告になってしまったのか。その要因は何か。今後どのように整理厳格化していくのですか質問いたします。

この施策の枠組みは、開教者側が自己資金を拠出することなく、土地建物の「寄付」を受けるものです。しかし不明朗な公告の結果、東京教区や首都圏開教に従事されてきた方々でさえ、その仕組みを認識されていませんでした。首都圏では、個人で土地建物を所有して開教を始めることは不可能に近い状況です。その中で宗門は土地建物を用意し、開教法務員を募集し業務委託費を支給しながら開教を支援するとともに好条件な開教支援策を打ち出しました。大いに期待したい施策じゃないですか。全国から開教法務員の応募が殺到してもおかしくないのになぜ応募者がほとんどいないのか。宗派が示す新たな開教への認識を持っていただく努力が足りなかったのではないかと。2010年発行の「真宗会館」20周年「首都圏教化将来構想」では、「法人格取得後に有償にて譲渡する」と記載されており、東京教区や開

教者の方々はこの文章を読んで思い込みをしていました。いつ有償から無償譲渡に施策変更があったのか、全国の開教を志す方々に丁寧な説明と共通認識を求められたか。重要な教団施策が逆にとても分かりにくいものになってしまっています。残念でなりません。このような認識と課題を当局はお持ちになっているかお聞きしたい。

当局は大切な指摘を受けたことを素直に受け止め、強弁することなく疑問の声に耳を傾けより良いものを作っていきますよ。すでに設立されたお寺のご住職ご門徒の皆様、開教拠点市川行徳真宗会館に従事する開教法務員が意欲を持って活動できるよう支えないといけないときに、何をしているのですか。これだけ頑なに地元から出ている一つ一つの疑問に向き合わない。これだけ強圧的に対応されては、教区で頑張れないじゃないですか。以上質問といたします。

### 【資料—8】

一例を挙げれば、この定会、宗議会特別委員会に於いて、「宗務職制の一部を改正する条例案」として、

宗務職制第 32 条 「地方における青少幼年教化の推進をはかるため、教務所に教区青少幼年指導主任を置く。」 という条例改正案が提出されました。

しかし、ここには、大きな問題が二点あります。

1. 「置くという」この条例案では、すべての教務所に教区青少幼年指導主任を配置することになります。ところが、当局は、すべての教務所への配置を考えているわけではなく、現今の北海道・高田教区以外には構想していないとのこと。それであれば、「置く」ではなく、「置くことができる」にすべきであります。
2. また、教区青少幼年指導主任については、「教区青少幼年教化推進本部規定」なる達令があり、教区青少幼年指導主任は、教務所に置くのではなく、教区青少幼年教化推進本部に置くことが規定されていて、その達令とも齟齬します。

このような指摘をし、修正を求めたのですが、当局は、一切の修正にも応じず、結局、当局原案通り、宗議会特別委員会を賛成多数で通過し、本会議で可決されました。

この条例は、この 7 月 1 日施行ですから、現場では、教務所の人員の少ない中、教区青少幼年指導主任を任命することになるでしょう。混乱は必至です。誰が、責任を取るのでしょうか。